

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

厚生年金関係 10件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 5 日から 36 年 7 月 26 日まで
③ 昭和 36 年 6 月 13 日から 39 年 10 月 1 日まで

65 歳になって、年金手続のために社会保険事務所へ行ったところ、申立期間については脱退手当金として支給済みであるとのことだった。

しかしながら、私は請求した覚えは無いし、退職から約 2 年して支給されたことになっているのもおかしいと思うので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 41 年 7 月 29 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立てに係る最終事業所の資格喪失日については、申立人は記憶している時期と相違する旨を主張するところ、連絡先が把握できた当時の同僚 2 名から聴取した時期と申立人の主張が一致することを踏まえると、申立人の厚生年金保険記録に不自然な点もうかがえ、申立人が脱退手当金の請求手続に関与していたとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 463 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月24日から36年4月25日まで
年金の請求手続で社会保険事務所に行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。しかし、私は脱退手当金の請求手続などしていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、3年を超え申立期間より長期間である申立期間と同一事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 25 日まで
② 昭和 45 年 2 月 26 日から同年 10 月 18 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 15 日から同年 10 月 29 日まで

平成 16 年に年金の金額を知りたくて調べたところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことでびっくりしたが、私は脱退手当金を本当に受給していないので、調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間後の複数の期間についても申立期間と同一の被保険者記号番号になるよう加入手続がとられており、その加入手続に際して申立人があえて申立期間の被保険者記号番号を確認していることが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録から確認できることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 418 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を44年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和54年3月から55年3月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の資格取得日は昭和44年12月1日となっているが、同年4月1日から勤務していた。また、C社に54年3月から55年3月まで勤務していた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間のうち、昭和44年5月から同年12月1日までの期間については、同僚の供述から判断して、申立人は、A社に継続して勤務していたと認められる。

また、当時の社会保険事務担当者は、正社員は全員厚生年金保険に加入させていたと供述しており、複数の同僚が、当該事業所にアルバイトはいなかったと供述している。さらに、当該同僚が供述した当時の従業員数と、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

しかしながら、当時の社会保険事務担当者及び同僚は、当該事業所の従業員は、入社後、3か月の一定期間をおいて厚生年金保険の資格を取得した旨の届

出を行っていたと供述していること、及び申立人の従事していた仕事内容の変遷の供述から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和44年8月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和44年12月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

②の期間については、申立人が提出した当時の社員旅行の写真及び同僚の供述から、申立人が、当該期間においてC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の昭和54年3月から55年3月までの期間において国民年金に加入し、その保険料を納付している。

さらに、当該事業主は、同事業所では職種に関係なく加入を希望する者のみ厚生年金保険に加入させていたとしており、これは申立人が提出した写真で確認できる同僚等についても職種に関係なく厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がみられることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、当該事業主が、現在保管している、当時の厚生年金保険被保険者に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の中に、申立人の記録は無く、雇用保険の記録においても同事業所における申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 11 日から 5 年 3 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社の資格取得年月日が平成 5 年 3 月 1 日となっている。実際には 4 年 6 月 11 日に入社しており、入社面接の際、年金未加入期間が無いようお願いの上、年金手帳を渡し、保険料は同年 6 月の給料から引かれていたと記憶しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の採用募集に応募した経緯及びその記憶、申立人の同僚の日記、その母親の供述、事業主の供述等から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

申立人は、A社に就職する以前に勤務していた会社においても厚生年金保険に加入しており、被保険者期間に切れ目が無いよう、採用時に厚生年金保険手帳を事業主に手交したとし、かつ、最初の給与支給時から社会保険料が控除されていたと供述している。しかしながら、事業主は、採用時に試用期間を設けたと供述しており、双方の主張が食い違っている。このため、申立人及び事業主のそれぞれについて口頭意見陳述を実施したが、この点に関し、いずれの陳述にも明確な不自然さは見られなかった。

他方、当時、当該事業所の年金事務を担当していた社会保険労務士（以下「社労士」という。）が保存していた申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」における資格取得日は、平成 5 年 3 月 1 日となっているため、社会保険庁の記録どおりに届出がなされたことが確認でき、また、雇用保険の記録も同日に資格取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険料控除について、申立人が厚生年金保険に加入する以前の入社後から保険料が控除されていた可能性も調査したが、事業主は、社労士に資格取得の手続を依頼した後に、社労士から当該保険料の額を聞いて控除していたとしており、このことについて社労士の供述と食い違いは無

い上、社労士は、厚生年金保険料の計算のため給与台帳を確認していたと供述しており、仮に、未加入の従業員の給与から保険料を控除していれば、その時点において確認できると考えられる。このため、申立人は、申立期間について保険料控除はされていなかったと推認せざるを得ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 20 日から 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 28 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は脱退手当金を受給しておらず、納得できないため申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和 49 年 6 月 27 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 7 月 18 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、脱退手当金の請求から支給に至るまでの事務処理の経過が受付経過簿に記録されているほか、申立人の被保険者名簿には脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 21 日から 44 年 4 月 1 日まで

年金の事が問題となったので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを思い出し、社会保険事務所で確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われ驚いた。

しかしながら、当時社会保険事務所へ行った記憶は無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので、受給した記録になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 4 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 名について脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた者 1 名と申立人が記憶していた同僚のうち連絡先が把握できた 1 名は、いずれも事業所が請求手続をしたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 5 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処

理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 10 日から 40 年 1 月 25 日まで
平成 13 年に申立期間の厚生年金について照会したところ、脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、脱退手当金を受領した覚えは無い。自分の知らない間にこのような事になっていて大変ショックを受けている。厚生年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 42 年 12 月 20 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、脱退手当金の請求から支給に至るまでの事務処理の経過が記載されている受付経過簿及び脱退手当金支給報告書にも新姓での請求及び支給が記録されているほか、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されている。

さらに、申立人から提出された申立期間前の事業所に係る厚生年金保険被保険者証の写しについて、申立人は申立期間の事業所の就職時に提出し、退職時に返却された旨を主張するが、申立期間の事業所における被保険者記号番号は当該写しの記号番号とは別番号であり、主張に不自然な点が見られるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から33年2月17日まで
社会保険事務所で私の年金記録を調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだった。

しかしながら、脱退手当金の支給日とされる日は私が長男を出産した日であり、もらった覚えは無いので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から届出の記録として提出された「脱退手当金」と題する書面には申立人氏名が記載されているとともに、社会保険庁の記録における脱退手当金の支給額と一致する3万2,917円の金額が記載されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約1か月後の昭和33年3月12日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年6月3日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から33年9月1日まで
② 昭和33年9月1日から同年12月1日まで
③ 昭和33年12月1日から36年8月22日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかしながら、脱退手当金を受給した記憶が無いので、受給資格年数を満たさないため年金としては受給できないとのことだが、一時金でもよいから支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページの女性5名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年11月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は申立期間の事業所で厚生年金保険被保険者証を受け取り、申立期間後に勤務した事業所に提出したと主張しているところ、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は相違しており、申立人の主張には不自然な点もみられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月6日から32年6月30日まで

63歳のころ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かったが、当時は脱退手当金という言葉自体を知らず、このままでは気が済まないの
で、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年6月の前後2年以内に資格喪失した者33名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、30名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和32年7月21日に支給決定されているほか、被保険者台帳に脱退手当金の給付が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 6 日から 37 年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 9 月 10 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだった。

しかしながら、私は受け取った覚えが無いので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間後に加入した共済組合から退職一時金を支給されたこととなっているが、申立人は退職一時金も受給した記憶は無いと主張しているところ、退職一時金と脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い上、当該共済組合に保管されている請求書等の当時の書類には、支給額、支給方法等が確認できるなど、申立人の意思に基づいて退職一時金が支給されたと考えられることを踏まえると、脱退手当金についても申立人の意思に基づいて請求されたと考えるのが自然である。

また、申立人は共済組合に係る小学校を退職する際、事務員から厚生年金保険被保険者証と思われるものを持って社会保険事務所へ行くよう言われ、2度行ったと述べているところ、申立人はその用件を覚えていないとのことだが、退職時期と脱退手当金の支給決定日は近接していることを踏まえると、申立人が社会保険事務所へ行って脱退手当金の請求手続を行ったと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額

に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 18 日から 48 年 12 月 30 日まで
平成 14 年 1 月に社会保険事務所へ厚生年金の手続に行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されていると言われたが、私は脱退手当金を受け取った覚えは無く、納得がいかないため調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 49 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 48 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 3 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、2 名について資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、申立期間②の事業所に申立人と同時期に勤務しており脱退手当金の支給記録のある同僚は、脱退手当金を受給したことを認めている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 55 年 10 月まで

昭和 45 年 10 月から 55 年 10 月までの間、A社に勤務し厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険加入記録が無い。過去に裁判による判決が出ているが、納得できないので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の代表者及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

ところで、申立人は、昭和 53 年分及び 54 年分の源泉徴収票を所持しており、これらの源泉徴収票には、社会保険料控除額としてそれぞれ、36 万 9,645 円、38 万 9,645 円と記載されている。これらの源泉徴収票を検証すると、53 年分の源泉徴収票は、支払金額と給与所得控除後の金額及び源泉徴収税額には不整合な点は見当たらない。

しかしながら、これらの源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料控除額から賞与の給与に対する割合を計算すると、月給 19 か月分以上となり、当該代表者及び申立人の同僚が供述した内容と大幅に乖離^{かいり}している。さらに、昭和 54 年分の源泉徴収票においては、支払金額と給与所得控除後の金額及び源泉徴収税額が整合していない。

加えて、これらの源泉徴収票を作成したと供述している申立人の同僚は、これらの源泉徴収票が当時の所得税源泉徴収簿より転記したものではなく、申立人より請求のあった給与額に基づいて逆算記入した部分があり、事実とは異なるものである旨供述している。

当時の代表者においては、申立人が入社したとき、給与からの保険料控

除を開始したが、申立人本人の希望により保険料控除を停止するとともに社会保険事務所への届出をしなかった旨供述している。なお、当該代表者の供述については、前述の同僚が、厚生年金保険加入について希望制であった旨供述しており、このことは、当該供述どおり当該同僚に厚生年金保険の加入記録が長期間にわたって無いことから裏付けられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人には、昭和45年12月1日から46年8月1日までA社本社における厚生年金保険の加入記録があるが、これについては、保険者の保険料を徴収する権利が消滅した後に行われた確認請求に基づくものである。このことにより、当該期間については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得に係る届出は行っていないと認められ、厚生年金保険法第75条の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。